省令

○法務省令第一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

厚生労働大臣　田村　憲久

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則（平成十七年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十五号）の施行に伴い、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「育成医療（令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は」を削り、「同条第三号」を「令第一条の二第三号」に改める。

第三十六条第一号中「育成医療」の下に「（令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十七条第三項各号列記以外の部分中「指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は指定居宅サービス事業者（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいい、訪問看護（同法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）を行う者に限る。）」を「令第三十六条第一号及び第二号に掲げる事業者」に改め、「又は訪問看護」の下に「（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「介護保険法第八条第一項」を「同条第一項」に改め、「居宅サービス事業をいう。）」の下に「若しくは介護予防訪問看護（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る介護予防サービス事業（同条第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。）」を加え、同項第四号中「指定居宅サービスをいう。）」の下に「若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）」を加える。

第三十五条第一項及び第二項	市町村等	
第四十条 第四十五条第一項及び第二項 第四十七条第一項及び第二項 第四十八条第一項及び第三項		中核市

第七十一条の表中

第五十条第一項 第六十五条第一項及び第二項	都道府県知事	中核市の市長
第二十四条の七 第二十四条の八 第二十四条の九 第二十四条の十 第二十四条の十一 第二十四条の十二 第二十四条の十三 第二十四条の十五 第二十四条の十六 第二十四条の十七 第二十四条の十八 第二十四条の十九 第二十四条の二十 第二十四条の二十二 第二十四条の二十三 第二十四条の二十四 第二十四条の二十五 第二十四条の二十六 第二十四条の二十七 第二十四条の二十八 第二十四条の三十 第二十四条の五十七 第二十四条の五十八 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十六条		

を

第二十四条の七 第二十四条の八 第二十四条の九 第二十四条の十 第二十四条の十一 第二十四条の十二 第二十四条の十三 第二十四条の十五 第二十四条の十六 第二十四条の十七 第二十四条の十八 第二十四条の十九 第二十四条の二十 第二十四条の二十二 第二十四条の二十三 第二十四条の二十四 第二十四条の二十五 第二十四条の二十六 第二十四条の二十七 第二十四条の二十八 第二十四条の三十 第二十四条の五十七 第二十四条の五十八 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十六条	都道府県知事	中核市の市長

に改める。

別表第一号中「育成医療及び」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。